

第23期佐世保市農業委員会第31回総会議事録

1 開催日時 令和元年12月26日(木) 13時30分から15時00分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手 源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義

事務局次長 溝上 順
事務局係長 菊永 朋美
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 林 俊成
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第314号議案 非農地証明願について
第315号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第316号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第317号議案 非農地通知について
第318号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第319号議案 農用地利用集積計画（案）について
第320号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第321号議案 農用地利用配分計画（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について
報告5 農地転用許可不要案件の受理について
報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第31回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。
年の瀬が押し迫りまして、何かと多忙な中、今年最後の総会となります第31回農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
新しい農業委員会制度になって新体制として発足した私達にとって、今年で約2年半が経とうとしております。国のほうにおいても、この新しい制度の検証がなされているわけですが、全国的に言えば、農地中間管理機構を利用して集積を増やすとか、人・農地プランの実質化など、これまで以上の農業委員等の業務を要求されております。しかしながら、佐世保市農業委員会においては何と言っても「宇久メガソーラー事業」

という大きな懸案事項がございました。これにつきましては、委員の皆様と協議しながら現地確認においてもご協力を得ながらやってきたわけですが、とりわけ、宇久地区のお二人の委員には大変なご尽力をいただいたと思っております。一応、県、国の認可は下りているわけですが、これで私達の責任が終わったわけではないということを、互いに心の中に思っただけで進んで行かなくてはなりません。宇久島全体の振興や農業の振興において、事業者は、今まで農業委員会と約束してきたこと、また、市当局と約束してきたことは、きっちり守りながら事業を進めて行ってくれるであろうと思っています。

1年間、本当にありがとうございました。あと数日で新しい年を迎えますが、皆さま方ご家族お揃いで新たな春を迎えられることを祈念いたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、最後までご審議のほどをよろしくお願いいたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は欠席委員はございませんので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、10番 辻茂樹委員、11番 近藤誠委員、補充として12番 富川利光委員にお願いいたします。
それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 では、第314号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第314号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、有福町の1筆。地目は、登記田、現況境内地。面積は、146㎡です。願出の理由としては、昭和23年頃子安観音堂を建立。現在も子安観音堂とその境内地として利用。参考事項としまして、こちらは、有福公園より西へ約600mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

2番、三川内地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、新行江町の1筆。地目は、登記畑、現況通路。面積は、120㎡です。願出の理由としては、明治31年頃より進入路として使用開始。現在も進入路として利用。参考事項としまして、こちらは、三川内中学校より東へ約120mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

3番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、松山町の1筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は、228㎡です。願出の理由としては、昭和45年2月25日付、転用目的 住家として農地法第5条転用許可済み。昭和63年6月13日目的どおり完成。現在も宅地として利用。参考事項としまして、こちらは、松山配水池より北へ約210mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

4番、5番は大野地区で、願出人は、記載のとおり同じです。土地の所在は、原分町の合計2筆。両方とも地目は、登記畑、現況宅地。面積は247㎡と142㎡です。願出の理由としては、4番は、昭和47年10月25日付、転用目的 住家として農地法第5条許可済み。以後、宅地として利用。現在も宅地として利用。

5番の願出の理由は、平成8年6月6日付、転用目的 道路、駐車場として、農地法第4条届出受理済み。道路、駐車場として利用していたが、平成21年5月頃倉庫を建てた。現在も宅地として利用。参考事項としまして、こちらは、坂の上公民館から南西へ約90mの位置にあり、市街化区域で事由は、4番が②-3-3、5番が②-3-4に該当します。

6番、相浦、九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、新田町の1筆。地目は、登記田、現況道路。面積は、20㎡です。願出の理由としては、昭和53年4月12日付、転用目的 道路として農地法第5条届出受理済み。昭和53年8月頃道路として完成。現在も道路として利用。参考事項としまして、こちらは、竹辺町バス停より南西へ約120mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

7番、相浦、九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、赤崎町の1筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は、601㎡です。願出の理由としては、昭和58年2月22日付、転用目的『住宅2棟』として農地法第5条許可済み。申請地に建築されていた建物3棟は、平成31年3月20日に取り壊された。現在は更地となっている。参考事項としまして、こちらは、赤崎郵便局より北へ約280mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

以上7件ですが、2番の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておられますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いたします。

議長 それでは、2番三川内地区の案件は、大宅委員が申請代理人となっていますので、先行して審議いたします。大宅委員の一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。2番、三川内地区。

4番 4番、長谷川です。12月25日に、中里推進委員と現地を確認しました。
願出の理由に記載のとおり、遙か昔から進入路として利用されており、現在はコンクリート敷きになっており、今さら農地に戻せるような状況ではありません。何ら問題はありません。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

中里委員 三川内地区の中里です。長谷川委員から説明があったとおり、現在も公共の道路とし

て使われておりますので問題ないと思います。

議 長 それでは、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、2番の案件については、非農地として証明書を交付することとします。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員入室～

議 長 それでは2番以外の案件について報告をお願いします。1番、江上地区。

2 番 2番、川上です。12月21日に北村委員と現地確認を行いました。
この場所は、約70年前に子安観音堂が造られて今に至っており、近くに少し農地がありますけれども支障はありませんので、問題はないと思って見てきました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員が説明したとおりであり、長年、境内として利用されておりますので、問題ないと思います。

議 長 次に、3番佐世保地区。

7 番 7番、川口です。12月21日に松永委員と現地調査に行ってきました。願出の理由に記載のとおりであり、周りにも家が建ち並んでいるため、特に問題ないと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

松永委員 佐世保地区の松永です。川口委員が言ったとおりです、よろしくをお願いします。

議 長 次に、4番、5番大野地区。

9 番 9番、井手です。12月21日に牟田委員と現地を確認しました。

この案件については特に問題ありません。というのも、住宅地の中にあり、現在は市街化区域でありますので、周りへの影響もございません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

牟田委員 大野地区の牟田です。井手委員が言ったとおり問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 次に、6番、7番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番、富川です。1 2 月 2 4 日に伊賀崎委員と現地を確認しました。
6 番、7 番とも願出の理由に記載のとおりであり、特に問題はございません。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 相浦、九十九地区の伊賀崎です。富川委員が言ったとおりです、よろしくお願ひします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第 3 1 4 号議案については、非農地として証明書を交付することとします。

議 長 次に、第 3 1 5 号議案農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 3 1 5 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、ご説明します。一部訂正がありましたので、本日、差替え分を配付しております。そちらをご覧ください。

1 番、江迎地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町乱橋の 1 筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は 1, 1 8 1 m²です。転用目的は長屋住宅。施設は、長屋住宅 2 棟、木造二階建、建築面積 2 9 5. 3 8 m²、駐車場 1 9 台です。併用地あり。

敷地全体面積は1,195.28㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR高岩駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR高岩駅から南東に約140mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画、盛土最高4.0m。擁壁を設ける。日照通風、緑地、緩衝地を設ける、幅約1.0m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は下水道。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

2番、鹿町地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町深江の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は717㎡です。転用目的は農業用倉庫、資材置場。施設は、農業用倉庫1棟、建築面積39.14㎡、農業用資材置場です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは鹿町小学校から南に約280mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物高を加減、2.75m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。建築費に係る領収書写添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上2件ですが、1番の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておられますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いたします。

議長 それでは、1番江迎地区の案件は、大宅委員が申請代理人となっておりますので、先行して審議いたします。大宅委員の一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江迎地区。

17番 17番、松永です。12月22日に小川委員と現地確認に行ってきました。申請地は、北松中央病院の真下にあたる場所でございます。国道と鉄道に挟まれたところ。隣には酒屋と郵便局があり、被害防除計画に基づいていただければ特に問題ないと思います。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区の小川です。松永副会長から説明があったとおりで、周りに農地もありませんので、特に問題はないと思います。

議長 それでは、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第315議案の1番につきましては、許可相当として県に進達いたします。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員入室～

議 長 それでは、他の案件について報告をお願いします。2番、鹿町地区。

1 8 番 18番、内野です。12月23日に山口委員と申請者立合いのもと、現地確認を行いました。被害防除計画を守っていただければ特に問題はありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

山口委員 鹿町地区の山口です。内野委員が言ったとおり、特に問題は無いと見てまいりました。よろしくをお願いします。

議 長 2番の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第315号議案については、許可相当として県に進達いたします。次に、第316号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第316号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、有福町の1筆。地目は、登記田、現況休耕地。面積は119㎡です。転用目的は駐車場。権利は、使用

貸借権設定です。施設は、駐車場3台です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは上有福公民館から南西に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、周辺に農地はないため被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。必要資金に係る理由書添付。地縁団体台帳、議事録添付。農地法第3条取得農地の農地転用申請に係る理由書添付。農地法第3条にて農地を取得後10年以内に転用を行う理由としましては、本人の高齢化、病気等により農業経営が困難なためとなっています。都市計画法関係は許可不要です。

2番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は2筆合計571㎡です。転用目的は資材置場。権利は、貸借権設定です。施設は、資材置場です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは岩下公民館から西に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建築物はないため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳の写添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は許可不要です。

3番、宮地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、瀬道町の1筆の一部。地目は、登記畑、現況休耕。面積は174㎡です。転用目的は分家住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟、木造二階建、建築面積65.00㎡です。併用地あり・敷地全体面積は229.56㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定の集落接続に該当しています。参考事項としまして、こちらは瀬道町公民館から東に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.32m、切土最高0.54m。法面保護をする。日照通風、建物高を加減、8.179m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出されています。都市計画法関係は分家住宅です。

4番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、新行江町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は212㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造二階建、建築面積72.04㎡です。併用地あり。敷地全体面積は234㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは三川内中学校から東に約130mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.21m、切土最高0.27㎡。法面保護をする。日照通風、建物高を加減、8.373m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出されています。

都市計画法関係は連たん区域です。

5番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、下本山町の1筆。地目は、登記田、現況不耕作。面積は106㎡です。転用目的は宅地。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造二階建、建築面積66.75㎡。併用地あり。敷地全体面積は207.88㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR中里駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR中里駅から西に約160mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.4m。擁壁を設ける。日照通風、緑地、緩衝地を設ける、幅約1.0m。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出されています。都市計画法関係は連たん区域です。

6番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、下本山町の1筆。地目は、登記田、現況不耕作。面積は105㎡です。転用目的は宅地。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造二階建、建築面積72.50㎡。併用地あり。敷地全体面積は207.32㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR中里駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR中里駅から西に約160mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.4m。擁壁を設ける。日照通風、緑地、緩衝地を設ける、幅約1.0m。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出されています。都市計画法関係は連たん区域です。

7番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、下本山町の1筆。地目は、登記田、現況不耕作。面積は160㎡です。転用目的は宅地。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造二階建、建築面積77.50㎡。併用地あり。敷地全体面積は210.57㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR中里駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR中里駅から西に約160mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.4m。擁壁を設ける。日照通風、緑地、緩衝地を設ける、幅約1.0m。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出されています。都市計画法関係は連たん区域です。

8番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、下本山町の1筆。地目は、登記田、現況不耕作。面積は11㎡です。転用目的は水路。権利は、所有権移転売買です。施設は、水路。併用地あり。敷地全体面積は20.36㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR中里駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR中里駅から西に約160mの位置にあ

ります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、隣接農地への通路を確保する。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は許可不要です。

9番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の2筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は2筆合計1,040㎡です。転用目的は共同住宅建築、通路。権利は、所有権移転売買です。施設は、共同住宅1棟、軽量鉄骨造三階建、建築面積は226.03㎡。駐車場12台。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で相浦中里ICからおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは相浦中里ICから東に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。擁壁を設ける。日照通風、建物の北側に農地はないため被害の恐れはない。排水計画、雨水は溜樹。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から河川。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

10番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の1筆の一部。地目は、登記田、現況荒地。面積は227㎡です。転用目的は貸駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、貸駐車場9台。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で相浦中里ICからおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは相浦中里ICから東に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、駐車場としての利用のため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。駐車場利用申込書添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は許可不要です。

以上10件ですが、1番の案件につきましては、北村委員が申請者、また、3番、4番の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておりますので、北村委員、大宅委員にはそれぞれ一時退席していただいた上で、先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、1番江上地区の案件は、北村推進委員が申請人でありますので、先行して審議いたします。北村推進委員の一時退席をお願いします。

～北村推進委員退席～

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2番 2番、川上です。12月21日に北村委員と現地確認を行いました。
先ほどの非農地証明の申請場所の隣地になるわけですが、参拝者の駐車場として整備したいという町内会からの要望であります。周囲への支障も無く、特に問題ありません。

議 長 それでは、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、1番の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。北村委員につきましては入室し、着席してください。

～北村委員入室～

議 長 次に、3番宮地区、4番三川内地区の案件は、大宅委員が申請代理人になっておりますので、先行して審議いたします。大宅委員の一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。3番、宮地区。

3 番 3番、阿波です。12月24日に坂口委員、貸渡人と現地を確認しました。後継者である息子さんが帰ってきて、貸渡人の宅地の一画に分家住宅を建てたいということです。特に問題はありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員から説明があったとおりです、よろしく申し上げます。

議 長 次に、4番、三川内地区。

4 番 4番、長谷川です。12月25日に中里委員と現地を確認しました。ここは、周りをぐるっと住宅に囲まれておりまして、周辺農地への支障はございませんので、特に問題ありません。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

中里委員 三川内地区の中里です。長谷川委員から説明があったとおりです、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、3番、4番の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、3番、4番の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員入室～

議 長 それでは、そのほかの件について報告をお願いします。2番、江上地区。

2 番 2番、川上です。12月22日に北村委員と現地を確認しました。
申請地は、介護老人保健施設のすぐそばにありまして、周囲は貸渡人の土地ばかりで周囲への支障もありませんので、特に問題はありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員から説明があったとおりです、よろしくをお願いします。

議 長 次に、5番、6番、7番、8番中里地区。

1 1 番 11番、近藤です。12月24日に永田委員と4件の譲渡人である方と一緒に見て参りました。5番から8番は全部同じ場所にあります。周囲は住宅が建っており、特に問題はありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が説明したとおりです、よろしくをお願いします。

議 長 次に、9番、10番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、富川です。9番、10番とも同じ場所ですが、先月の案件に一度載っていたところですが、最初、11月22日に伊賀崎委員と譲渡人、業者、そして間に青線が通っておりますので水利関係者の方と農協の理事と一緒に現地を確認しました。それから、

隣接者となかなか連絡が取れなかったため、改めて12月11日に連絡が取れたところ
です。被害防除計画を守っていただければ特に問題はありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 相浦、九十九地区の伊賀崎です。富川委員が説明したとおりです、よろしくお願
いします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願
いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第316号議案については、許可相当として県に進達することと
いたします。

次に、第317号議案非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第317号議案非農地通知について説明いたします。今回の非農地通知案
件は、合計で183筆、面積93,114.11㎡となっています。これまでの利用状
況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併
せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第317号議案について、非農地通知を発出することとします。
続きまして、第318号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よ
り説明をお願いします。

事務局

第318号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地指方町の2筆、地目は登記田、現況田。面積合計1,183㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地口の尾町の1筆、地目は登記田、現況休耕地。面積161㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉井町板樋の1筆、地目は登記田、現況田。面積108㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番、世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地世知原町岩谷口の1筆、地目は登記田、現況田。面積2,218㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

5番、宇久地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地宇久町大久保の1筆、地目登記田、現況田。面積419㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

6番、宇久地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地宇久町大久保の2筆、地目は登記田、現況田。面積合計620㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

7番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江迎町中尾の1筆、地目は登記田、現況畑。面積170㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

8番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地鹿町船ノ村の1筆、地目は登記田、現況田。面積1,428㎡、農用地区域、権利の種類は所有権贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

9番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地鹿町船ノ村の1筆、地目は登記田、現況畑。面積6,443㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上9件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2番

2番、川上です。12月22日に北村委員と現地を確認しました。

この農地は以前から、譲渡人が高齢ということで、譲渡先を探してくれとの相談を受けておりましたがなかなか見つからず、小作されていた譲受人が引き続き耕作するということがまとまりました。特に問題はありません。以上です。

議長

それでは、地区担当推進委員の意見をお願いいたします。1番、江上地区。

- 北村委員 江上地区の北村です。川上委員が言ったとおりです。よろしくお願いします。
- 議長 次に、2番三川内地区。
- 4番 4番、長谷川です。
申請地は、譲受人の玄関前の農地であり、前々から相談があっていました。特に問題は
ありません。以上です。
- 議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 中里委員 三川内地区の中里です。長谷川委員が言ったとおりです。よろしくお願いします。
- 議長 次に、3番吉井地区。
- 13番 13番、水口です。12月23日に、近藤委員と現地を確認しました。
申請地は、20年ほど前に基盤整備をした農地でしたが、一枚の田に他の人の農地が
混在する形になっておりました。隣接農地の所有者が取得されますので問題はありませ
ん。以上です。
- 議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 近藤委員 吉井地区の近藤です。水口委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
- 議長 次に、4番世知原地区。
- 14番 14番、田中です。12月25日に岩佐委員と現地を確認しました。
譲受人は勤めを定年退職した後、農地を増やしていきたいということで、規模縮小を
したい譲渡人と合意に至り、今回の申請となりました。これまで同様に水稻を作るとい
うことで、特に問題はありません。以上です。
- 議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 岩佐委員 世知原地区の岩佐です。田中委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
- 議長 次に、5番、6番宇久地区。
- 15番 15番、西尾です。12月20日に菅委員と現地を確認しました。
5番の案件につきましては、申請地はもうすぐA判定になりそうな農地なのですが、
譲渡人からもらってほしいとの相談があり、合意に至っております。以前と同様、水田

として利用されるので、特に問題はありません。

6番の案件につきましては、5番の案件の隣の農地なのですが、所有者がもう管理できないということで、同じ人が譲り受け、二枚の田を改良届を出して一枚の田にして今後、耕作していくということですので、問題ございません。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

菅 委員 宇久地区の菅です。西尾委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。

議 長 次に、7番江迎地区。

1 7 番 17番、松永です。12月22日に小川委員と現地を確認しました。
申請地は、先月の3条許可案件から1筆だけ漏れていたようで、追加の申請があったものです。特に問題はありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区の小川です。松永副会長が言ったとおりです。よろしくお願いします。

議 長 次に、8番、9番鹿町地区。

1 8 番 18番、内野です。12月21日に山口委員と現地を確認しました。
8番の案件につきましては、譲渡人が高齢であるということ、そして後継者がいないということで譲受人へお願いされたものです。
9番の案件につきましても、譲渡人の子供さんが農業はしないということで、同じ譲受人へお願いされたものです。何れもこれまで同様に利用されるため、特に問題はありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

山口委員 鹿町地区の山口です。内野委員が言ったとおりです。よろしくお願いします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

9 番 9番、井手です。7番の案件についてお尋ねですが、対価が反当り1万円となっておりますが、間違いありませんか。

事 務 局 11月の案件も同様に、この対価でした。

議 長 他に何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第318号議案については、許可することといたします。

次に、第319号議案農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定として、日宇地区2件、皆瀬地区4件、宇久地区1件の計7件、所有権の移転が鹿町地区1件の全体で計8件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。以上です。

なお、日宇地区2番は磯本推進委員の関連となりますので、先行して審議をお願いいたします。

議 長 それでは、2番日宇地区の案件は、磯本推進委員が申請人でありますので、先行して審議いたします。磯本推進委員の一時退席をお願いします。

～磯本推進委員退席～

議 長 それでは、2番の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、2番の案件につきましては、承認することといたします。磯本推進委員につきましては入室し、着席してください。

～磯本推進委員入室～

議 長 では、2番以外の案件につきまして、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 それでは、第319号議案の農用地利用集積計画がすべて承認されましたので、(案)を削除してください。

続きまして、第320号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第320号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)についてご説明いたします。大野地区で2件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第320号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

次に、第321号議案農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第321号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、大野地区で2件計画されています。こちらは、佐世保市長より農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第320号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

議 長 それでは、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第321号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。

報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について、ご説明いたします。

日宇地区で1件相続の届出を受理しております。以上報告いたします。

議長 報告2農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告2農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和元年12月5日付局長専決事項として、相浦、九十九地区1件を受理しております。以上、ご報告いたします。

議長 報告3農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告3農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和元年11月11日、26日、29日及び12月5日、9日日付局長専決事項として、日宇地区1件、佐世保地区1件、相浦、九十九地区4件の計6件受理しております。以上、ご報告いたします。

議長 報告4農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告4農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、ご説明いたします。

11月に開催されました第30回総会案件として申請がなされていた、相浦、九十

九地区の2件について、取下申立書を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告5農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告5農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、宮地区1件、江迎地区2件の計3件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告6裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告6裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。
法務局における地目変更登記申請に伴い、大野地区1件、鹿町地区1件の計2件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、いずれも現況非農地として法務局に回答しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。
事務局、お願いします。

事 務 局 【違反転用事案報告について】

【全国農業新聞の購読者推進、確保のお願いについて】

【農業者年金の加入推進について】

【委員活動記録簿について】

【農業委員会だよりの発行について（広報委員長挨拶）】

【今後のスケジュール（営農組合長会、認定農業者協議会との意見交換会、親農会新年会、視察研修等）について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第31回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。